

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 東彼杵町社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

1. 基本方針

阪神淡路大震災から早や30年、東日本大震災から14年、能登半島地震が発生して1年が立ち、全国各地で大きな災害が次々とおこっており、その都度大きな犠牲が出て多くの人が悲しみに包まれています。東日本大震災においては、未だ2,500名以上の方が行方不明で、その多くの関係者が帰りを待っておられることをテレビを見て知りました。その一つに、岩手県の大槌町には話すことができない「風の電話」がありその受話器に色んな思いを話して帰られるシーンが流れました。この世の中には、色んな出来事で辛く悲しい思いをされている方が至るところに数多く居られることを気づくことができました。一社協職員として、平素より住民への対応は、優しさを忘れることのないような言動で支援することが重要です。

本会においては、在宅高齢者等「食」の自立支援事業、生活支援体制整備事業、日常生活自立支援事業と幾つかの委託事業を展開しており、地域住民の生活の手足となって責任ある支援に務めなければなりません。

介護保険事業においても、通所介護事業の令和6年度は、コロナ感染症やインフルエンザ流行等の発症により、年間通しての安定した事業運営が展開できなかったため利用者様に安定したサービスを提供できるよう努めます。居宅介護支援事業においては、3人体制への変更と制度改正による報酬加算があり、経営の安定に繋がり令和7年度の状況は益々の安定を期待するところです。

新年度は、地域福祉・介護保険事業ともにこれまで以上に、「ひとに優しく」を基本として、サービス向上に努めます。

2. 事業内容

1) 法人運営事業

①運営基盤強化のため理事会、評議員会、各種委員会を定期的に開催する。

・理事会 決算、事業報告等に関する理事会を令和7年5月開催する。

6月開催の評議員会での理事選任の決議を受けて会長選任等の理事会を開催する。

予算、事業計画等に関する理事会を3月開催する。その他必要に応じて開催する。

・評議員会 理事選任等に関する評議員会を6月開催する。
理事会承認事項を受けて開催する。

- ・監査 令和6年度決算、事業報告に関する監査を5月に受ける。
 - ・評議員選任・解任委員会 必要に応じて開催する。
 - ・正副会長会 必要に応じて開催する。
 - ・貸付審査委員会 必要に応じて開催する。
- ②関係機関、福祉団体等との連携を強化し、情報交換等を行いながら協力体制を確立する。
- 東彼杵町、東彼杵町教育委員会、民生委員児童委員協議会等
- ③職員の資格挑戦に向けた支援を行い、各種研修会へ積極的に参加する。
- 職員の現在の資格取得の状況は以下のとおり。(令和7年3月現在)
- 社会福祉士：4名、 介護福祉士：9名、 介護支援専門員：5名、
社会福祉主事：3名、 看護師：3名、 栄養士：2名、 調理師：3名

2) 地域福祉推進事業

- ①ふれあいいきいきサロン運営事業へ助成と活動支援を会員のニーズに合わせて行う。(地域福祉)
- ②町内在住の一人暮らし老人や高齢者夫婦の皆さんを対象に、民生委員児童委員協議会や食事サービスボランティアの協力により、感染症等の状況を十分に踏まえながら配食型食事サービスを実施する。(共同募金)
- ③子育て支援事業として、東彼杵町からの案内を受けて、乳児相談に来られる生後3～4カ月の赤ちゃんにすこやかな成長を願い、衛生用品等を贈る。(共同募金)
- ④緊急物資援助事業として今日食べる物や生活必需品に困っている方へ、一時的なつなぎとして食料などの備蓄物資をお渡しする。(歳末たすけあい)
- ⑤民生委員児童委員協議会の協力により、見守り、声かけを目的とした要援護者ネットワークの見直しを行う。
- ⑥調理困難な高齢者夫婦や独居者で配食を希望される方に対して「おせち弁当」を無料で配食する。(12月31日配食、歳末たすけあい)
- ⑦社協だより「ひだまり」を定期的に発刊する(年6回発刊予定、地域福祉・共同募金・日赤)
- ⑧町内在住の希望される独居高齢者の方に対し、町内小中学校に通う生徒にお願いして、年賀状や暑中見舞いの葉書を送るふれあい郵便事業を行う。(地域福祉)
- ⑨第二期社会福祉充実計画に沿って計画を実施する。

3) 各種相談事業

①心配ごと相談事業

心配ごと相談所を開設し、相談日は、毎月10日とする。日曜日に重なった場合は、前日の土曜日に開設する。

②無料弁護士相談事業

無料弁護士相談所を開設し、相談日は、偶数月の第3水曜日とし、年に6回開設する。

③福祉相談、介護保険事業の相談

相談解決に向け、それぞれ専門的視野から支援する。

4) ボランティアセンター事業・福祉教育の推進

①ボランティア団体への助成を含めた支援を行う。(地域福祉・共同募金)

②ボランティアに関する相談への対応やボランティア保険の加入手続き、事務処理を代行する。

③町内小中学校へ福祉関係授業等の講師として福祉教育に関する講義や指導、助言を行う。

④ボランティア活動への関心を深めるとともに、福祉教育を推進するためにふくし協力校の指定を行い助成する。(地域福祉・共同募金)

⑤町内小・中学生を対象とした「こどもふくしセミナー」を実施する。

子どもの頃から福祉に触れる機会を作り、子どもたちの豊かな心を育むための福祉教育の推進。(共同募金)

⑥災害ボランティアを育成・推進するために、県社協の協力を得ながら行う。

⑦介護福祉士実習生を受け入れ、福祉関係人材育成の支援を行う。

5) 福祉団体支援活動

①民生委員児童委員協議会

定例会への参加、関連事業への協力及び情報提供、資金貸付事業の連携。

要援護者ネットワーク作成と見直し、食事サービスへの支援、協力等を依頼する。

②老人クラブ連合会

町老連事務局を担当し各種事業の企画・実施への支援、スポーツ大会の開催。

平成29年度から実施している「声かけ隊活動」の支援を継続し、更なる充実を図る。

③母子寡婦福祉会

事業への支援と助成を行い、研修会等への参加をする。

④彼杵・千綿地域婦人団体連絡協議会

事業への支援と助成を行う。

6) 各種募金活動

- ①日赤社資： 5月 一戸当たり 500円
- ②社協会費： 7月 一戸当たり 500円
特別会員1口 5,000円
賛助会員1口 3,000円
団体会員1口 3,000円

③24時間テレビチャリティー募金

町内コンビニや個人商店に募金箱を設置し募金活動を行う。

④共同募金：10月 一戸当たり 450円

町内商店への募金箱設置、学校募金、職場募金等。

⑤歳末たすけあい：12月

おせち弁当の財源として活用する。

以上の会費や募金等のお願いをして、その浄財は、適切な事業配分を実施する。

7) 各種資金の貸付事業

①福祉資金（10万円まで） 町単事業

②生活福祉資金 県社協受託事業

民生委員や関係機関と連携しながら資金貸付と相談支援を一体的に行う。

コロナ禍における緊急小口資金特例貸付や総合支援資金貸付の償還業務を行う。

8) 受託事業

①東彼杵町総合会館福祉センター管理運営事業

②在宅高齢者等「食」の自立支援事業

調理困難な高齢者等に対して、栄養バランスの取れた昼食及び夕食を提供して、健康維持、安否確認、孤独感の解消を図る。

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業、令和元年9月より）

判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行う。

④介護予防ケアプランの作成

⑤要介護認定訪問調査

⑥生活支援体制整備事業（支えあいの町づくり事業、令和3年4月より受託）

急激に進む少子高齢化によって発生する介護保険財政や支え手の人材不足等の課題解決を目指し、地域住民で構成される第一層協議体・第二層協議体と共に各地区での座談会を開催し、支えあい・助け合いの必要性の周知や地域課題を把握するための機会づくりを行う。

9) 役職員・職員の資質向上のための各種研修会への参加

- ①長崎県長寿社会課、長崎県社会福祉協議会、長崎県市町村社協連絡協議会等の研修会へ積極的に参加する。
- ②東彼三町セミナー等の研修会へ参加する。
- ③事業所独自の検討会やケース検討会を定期的に実施する。
- ④交通安全講習、危機管理講習等業務に直結した研修会を実施する。

10) 介護職員処遇改善

介護職員処遇改善加算として受給する加算金を介護職員全員の給与に改善手当として支給し、介護職員の処遇改善を図る。

11) 介護保険事業

本年度の各介護保険事業の重点項目（目標）

◎通所介護事業所

- ①利用者様が安心して過ごしていただけるように、専門職やご家族と連携を取り、介護サービスの充実を図る。

◎居宅介護支援事業所

- ①利用者のニーズにあった居宅介護支援（ケアマネジメント）の提供
- ②居宅介護支援の質の向上
 - ア 研修への参加（法定研修、長崎県介護支援専門員協議会関連研修、東彼三町ケアセミナー、東彼杵町等）
 - イ 事例検討会
 - ウ 介護支援専門員実務研修実習生の受け入れ
 - エ 各種マニュアルおよび感染症・災害にかかる業務継続計画の見直し
- ③居宅介護支援の評価
 - ア 保険者によるケアプランの点検
 - イ 介護支援専門員の自己評価
- ④地域の関係機関や他職種とのネットワーク構築
 - ア 自立支援型地域ケア会議
 - イ 長崎県介護支援専門員連絡協議会東彼支部
- ⑤経営の安定化
 - ア 経営状況の確認及び対策の検討
 - イ 介護報酬における適切な加算算定

12) 地域支援プロジェクト

①広報・PR活動

ホームページ、facebook への投稿等により広く活動を知ってもらう。

②『笑活（ワラカツ）』事業

いきいきサロン・老人会など地域へ出向きレクリエーションを指導。